

**花き輸出体制構築支援事業（花き輸出の実態及び海外販路調査）  
に係る業務委託公募型プロポーザル方式募集要領**

**1 目的**

この要領は、福島県（以下「県」という。）が公募型プロポーザル方式により業務受託者を募集する手続について、必要な事項を定めるものである。

**2 業務名**

「花き輸出体制構築支援事業（花き輸出の実態及び海外販路調査）」

**3 業務概要**

本県産花きの輸出拡大のため、県産花きを継続的に輸出、販売できる可能性がある輸出事業者や海外販売店等を調査し、県内産地とマッチングすることで、県産花きの海外輸出の実施促進及び販路拡大を図る。

また、花きの海外輸出に係る検疫等の実態や検疫等へ対応し、輸出を実現している花き産地等の事例を調査することで、県内産地の花き輸出体制の構築を促進する。

**4 業務仕様**

別紙「花き輸出体制構築支援事業（花き輸出の実態及び海外販路調査）に係る業務委託仕様書（案）」のとおり。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

**5 委託契約の見積限度額**

3, 973千円

**6 業務の委託期間**

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

**7 応募に関する事項について**

(1) 参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続

開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下の「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## (2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部園芸課ホームページからダウンロードすること。なお、園芸課窓口又は郵送等での配布は行わない。

なお、園芸課窓口又は郵送等での配布は行わない。

## (3) 問合せ先及び提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁西庁舎9階)

福島県農林水産部園芸課(担当:主任主査 近内 智子、主査 山本悠)

電話:024-521-7357

FAX:024-521-8581

E-mail:engei@pref.fukushima.lg.jp

## 8 実施のスケジュール

令和7年3月 3日(月)	プロポーザル方式募集要領の公表
令和7年3月 7日(金) 正午まで	質問書の提出期限
令和7年3月10日(月) 17時まで	質問書への回答
令和7年3月12日(水) 正午まで	参加申込書の提出期限
令和7年3月14日(金) 正午まで	企画提案書等の提出期限

令和7年3月21日（金）（予定）	ヒアリング対象者の選定（一次審査）結果の通知
令和7年3月25日（火）（予定）	最優秀提案者の選定（二次審査）
令和7年3月26日（水）（予定）	二次審査結果の通知及び公表
令和7年4月下旬（予定）	契約締結

## 9 手続きに関する事項

### (1) 質問書の提出

質問については、以下により受け付ける。

- ア 提出書類：質問書（様式第1号）
- イ 提出期限：令和7年3月7日（金）正午まで
- ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

※FAX又は電子メールで送信後は、必ず電話で着信確認を行うこと。

- エ 回答方法：競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、園芸課のホームページに3月10日（月）17時までに公表する。

### (2) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- ア 提出書類：①参加申込書（様式第2号）  
②会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等（1部）
- イ 提出期限：令和7年3月12日（水）正午まで
- ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

※FAX又は電子メールで送信後は、必ず電話で着信確認を行うこと。

### (3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、9（2）の参加申込書を提出した上で、以下により必要書類を提出すること。

- ア 提出書類：①企画提案書（記載内容については10のとおり）  
②県から受注した委託業務実績一覧（令和3年度～令和5年度）
- イ 提出部数：10部
- ウ 提出期限：令和7年3月14日（金）正午まで
- エ 提出方法：郵送又は持参

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

- オ その他：提出書類の作成に要する経費は全て参加者の負担とし、提出された書類等は返還しない。

## 10 企画提案書の記載内容、提出書類

### (1) 記載内容

- ア 本県現状を踏まえた本業務の考え方

本業務を実施する上で基本となる考え方、花きの輸出に取り組む産地の育成に向け

た方向性を提案すること。

イ 事業の取組内容

仕様書に従い、各業務の具体的な取組事項案、方法及びスケジュールについて具体的に提案すること。

ウ 業務の実施体制及び業務工程

本業務の目的を達成するための実施体制や総括責任者の業務遂行能力及び業務工程について記載すること。

エ 積算見積書

仕様書の業務内容ごとに、費目の内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費等）。

また、消費税及び地方消費税が分かるように記載すること。

(2) 様式

様式は任意とし、10(1)ア～エの全体でA4判両面10枚(20頁)以内とすること。表紙は枚数に含まない。

なお、必要に応じてA3判の折込を可とするが、片面2頁としてカウントする。

## 1.1 企画提案書の評価基準等

(1) 選定方式

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

ア ヒアリング対象者の選定（一次審査）

参加者の企画提案書について、「(2)審査基準及び配点」により書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3者以内）を選定する。一次審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知をする。

なお、企画提案書の提出者が3者以下の場合は一次審査手続を省略し、募集要領の参加資格を有し、不適合事項の該当がないことを判断の上、適合する全ての提案者をヒアリング対象者とし、その旨を書面で周知する。

【一次審査の結果通知：令和7年3月21日(金)予定】

イ 最優秀提案者の選定（二次審査）

一次審査で選定された対象者に対し、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施する。

(ア) 正式な開催日時及び場所は別途対象者へ通知する。

【二次審査の実施日：令和7年3月25日(火)予定】

(イ) プレゼンテーション時間は25分以内（説明15分以内、質疑10分以内）。

(ウ) その他参考資料(プレゼンボード、写真等)の持ち込みは可とするが、追加の資料配布は認めない。

(エ) プレゼンテーションに要する経費は全て参加者の負担とする。

ウ 審査結果の通知及び公表

二次審査会参加者全員に対し、書面で通知するとともに、福島県園芸課ホームページで公表する。

【結果の通知及び公表：令和7年3月26日（水）予定】

(2) 審査基準及び配点

下記の審査項目、配点及び評価基準により審査を行う。

審査項目	配点	評価基準
1 現状を踏まえた本業務の考え方	5点	現状及び取組方針の明確性、業務の理解度等
2 各業務の取組内容	60点	・国内外の検疫等の実態及び産地事例の適正な対象選定、調査手法の提示 ・輸出事業者や海外販売事業者等の選定、調査手法の提示 ・県内産地と輸出事業者及び海外販売事業者等に対する販路等調査及びマッチングさせる取組の手法
3 業務の実施体制	25点	実施体制、業務遂行の遂行能力、各関係機関・団体の事業との調整や相乗効果等
4 事業費の妥当性	5点	実施内容に対する予算妥当性等
5 効果の測定	5点	効果測定方法の妥当性

(3) 業務委託予定者

審査会において、審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、その点数を合計した総合点により、業務委託予定者及び次点の者を決定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合は、審査員が採点した総合点の平均値が配点の合計点数の6割（60点）以上となった場合に、当該業務委託予定者とする。ただし、審査員の複数名が50点以下の点数を採点した場合は、審査員が採点した総合点の平均値が配点の合計点数の6割（60点）以上となった場合においては、業務委託予定者として認めないこととする。

## 1.2 企画提案書を失格とする事項

書類が次のいずれかに該当した場合その参加者を失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

(4) 見積限度額を超えている企画提案書

### 1 3 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者は県と協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書は、業務委託予定者の提案内容を反映して決定するが、全ての提案内容は反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は見積限度額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続に参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果により次点であった者と契約の協議をする。

### 1 4 その他

(1) 企画提案にあった回数、規模を下回ることをしないようにすること。仮に、やむを得ない事情により企画提案書の内容を実現できない場合には、県と協議の上それに相当する内容、活動に変更することを可能とするが、その場合には委託料の減額となることがある。

(2) 当事業は、令和7年度予算として執行するものであることから、事業はの予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに確定するものである。

様式第1号

プロポーザル方式募集要領等に関する質問書

年 月 日

福島県園芸課

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
(作成担当者 )

業務名	花き輸出体制構築支援授業に係る委託業務（花き輸出の実態及び海外販路調査）
質 問 事 項	

- ※1 質問がある場合は、令和7年3月7日（金）正午までに送信願います。  
FAX : 024-521-8581  
E-mail : [engei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:engei@pref.fukushima.lg.jp)
- ※2 送信後は、電話(024-521-7357)にて担当山本まで着信確認願います。

花き輸出体制構築支援事業（花き輸出の実態及び海外販路調査）  
に係る業務委託プロポーザル方式参加申込書

年 月 日

福島県知事

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
(作成担当者)

福島県知事（契約権者）が発注する標記の業務について、参加を申し込みます。  
なお、募集要領に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。
- 2 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者ではありません。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下の「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 福島県の県税を滞納していません。
- 6 消費税又は地方消費税を滞納していません。

※1 令和7年3月12日（水）正午までに送信願います。

FAX : 024-521-8581

E-mail : engei@pref.fukushima.lg.jp

※2 送信後は、電話(024-521-7357)にて担当山本まで着信確認願います。